

令和7年1月31日
文教・福祉常任委員会資料
健康長寿部国民健康保険課

令和7年度宇治市国民健康保険事業の運営について（答申）

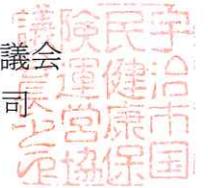
1. 令和7年度 宇治市国民健康保険事業運営について
(答申の写し)
2. 令和7年度 宇治市国民健康保険事業運営について
(説明資料)



令和7年1月31日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市国民健康保険運営協議会
会長 宮本 隆司



令和7年度 宇治市国民健康保険事業運営について

<答申>

令和7年1月9日に諮問のあった上記の件について、別紙のとおり答申する。



平成30年度の国民健康保険制度改革施行から7年が経過する中、国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える公的医療保険制度として、今後も安定的な財政運営や効率的な事業運営を継続していくことが必要である。

一方で、国民健康保険制度を取り巻く状況は、刻一刻と変化しており、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による加入者の減少や医療の高度化などにより、被保険者一人当たりの医療費は上昇していることに加え、物価高騰や自然災害、感染症の感染拡大など、外的要因によるリスクも増加しており、保険者には慎重な事業運営が求められる状況である。

こうした状況を踏まえ、本協議会は令和7年度宇治市国民健康保険事業の運営についての諮問に対し、要望事項を付して次のように答申する。

なお、要望事項については、実現に向けて最大限努力されるとともに、施策の実施にあたっては関係部署との連携を密接にし、被保険者はもとより市民全体の理解と協力を得るよう求めるものである。

令和7年度宇治市国民健康保険事業運営について

- (1) 制度改革以降、市の保険料率は、京都府が示す標準保険料率に基づき設定することを基本としてきた。

令和7年度の事業運営における京都府が示した標準保険料率は、京都府において一人当たり医療費の推計方法を精緻化されたことや、後期高齢者支援金分において宇治市独自の抑制措置を講じてきたことなどにより、介護納付金分を合わせた全体の改定率は、5.63%となっている。

また、国民健康保険財政調整基金については、令和6年度末残高が約4.5億円の見込みとなっており、基金額の目安としている当該年度保険料の1期分相当（約3億円）に近づいている。

一方で、国においては、少子化対策の抜本的強化に当たり、令和8年度から、医療保険の保険料とあわせて子ども・子育て支援金が徴収されることにも留意が必要である。

そのような中、令和7年度の事業運営における国民健康保険料については、国保財政を安定化し、持続可能な医療制度を実現するという制度改革の趣旨を踏まえ、以下のとおり京都府が示した標準保険料率に設定することが妥当であると考えます。

また、賦課限度額については、国政令基準における変更に基づき設定することが妥当であると考えます。

国民健康保険制度における、医療の高度化や被保険者数の減少、高齢化などの構造的要因による一人当たり医療費の増加への対策、ひいては保険料負担の軽減につながる対策が必要となっており、医療費の適正化や令和6年3月に策定された宇治市国民健康保険保健事業実施計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づいた効果的、効率的な保健事業の推進・充実に積極的に取り組まれない。

今後、医療や公的医療保険制度を取り巻く環境は、大きく変化していくことが予想されるが、市は、引き続き医療費の伸び、被保険者数の変動及び今後の国・京都府の動向等について慎重に見定め、安定した財政運営に努められたい。

令和7年度宇治市国民健康保険料

| | 医療給付費分 | 後期高齢者支援金分 | 介護納付金分 |
|-------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 所得割率 | 10.18% (現行8.94%) | 3.07% (現行3.07%) | 2.74% (現行2.93%) |
| 均等割額 | 37,400円 (現行31,300円) | 11,100円 (現行10,500円) | 11,600円 (現行12,200円) |
| 平等割額 | 23,500円 (現行20,500円) | 6,900円 (現行6,800円) | 5,700円 (現行6,000円) |
| 賦課限度額 | 66万円 (現行65万円) | 26万円 (現行24万円) | 17万円 (現行17万円) |

(2) 国民健康保険事業財政調整基金は、これまでから厳しい運営の中においても積み立てを行い、その保有規模については、保険料を基準にするものとしているところである。今後も、基金の設置目的である健全な財政の維持及び保健事業の振興に資するため、将来の基金残高に留意しながら活用されたい。

(3) 被保険者の健康保持・増進に資する保健事業に積極的に取り組む保険者を財政的に支援する仕組みである保険者努力支援制度を積極的に活用するなど、歳入の確保に一層努められたい。

以上

要 望 事 項

1 保険料収納率向上及び保険給付の適正化について

保険料収入の確保は、国民健康保険財政の安定化、被保険者間の公平性の観点からも重要である。保険料の納期内納付が見込まれる口座振替の利用を推進するとともに、より納付しやすい環境を整備することで収納率の向上に努められたい。

なお、未納保険料については、京都地方税機構と市が連携し、引き続き公平公正な徴収業務と歳入確保に努められるとともに、特段の事情により保険料の支払いが困難な被保険者に対しては、保険料減免制度等の案内を行うなど引き続き丁寧な対応に努められたい。

また、保険給付は保険制度の基本であることから、その給付内容について専門的な視点を持って十分に点検し、適正かつ確実に実施されたい。

2 保健事業の充実について

被保険者の健康を保持・増進し、QOLの維持・向上を図ることは、健康寿命の延伸、結果として、適正な医療受診を推進することにつながる。

そのため、被保険者への特定健康診査や人間ドック等のより効果的な広報による周知強化に加えて、未受診理由等の分析を継続的に行い、さらなる受診率の向上について取り組むとともに、保健指導の充実にも引き続き努められたい。

また、死亡割合の高い「がん（悪性新生物）」については、各種がん検診の受診率向上を図ることのでがんの早期発見に努めるとともに、がんを積極的に予防するよう、若い世代からの普及啓発も含めて周知・広報等を強化されたい。

とりわけ被保険者のQOLを著しく低下させる「人工透析」については、医師会や京都府等関係機関との適切な連携のもと、主原因である糖尿病性腎症等の重症化予防の更なる推進とともに、後期高齢者移行後も支援が継続されるよう、庁内関係部署との連携に努めていただきたい。

後発医薬品等への対応についても、適正な医療受診について、関係機関や関係部署との協力・連携のもと、先進事例の研究と合わせて、多様な取り組みを通じた健康づくりを展開されたい。こうした今後の保健事業の充実に向けては、より一層の推進に努められたい。

3 被保険者への普及啓発について

国民健康保険事業は、被保険者資格の適正管理をはじめ、事業における財政状況や医療費の動向の把握、保険料の賦課・徴収、保健事業、被保険者自らの健康管理と適正な医療受診への啓発など多岐にわたっており、その意義や取り組みについて、被保険者はもとより広く市民に理解と協力を求める必要がある。「市政だより」や「ホームページ」のみならず、あらゆる周知・啓発手段を用いてより多くの方にわかりやすい広報活動を実施されたい。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用については、一人ひとりの医療状況に応じたよりよい医療が受けられることなどのメリットについて、周知に努められたい。

4 健全な財政運営について

今後も多額の保険給付が見込まれる中、子ども・子育て支援金制度の創設など、国民健康保険事業がより一層厳しい状況に直面することが予想されることから、国や京都府に対してさらなる国民健康保険財政基盤の強化を要望されたい。また、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもにかかる均等割保険料の軽減措置について、対象年齢や軽減割合の拡大、必要となる財政支援を強く要望されたい。

京都府が検討されている府内国民健康保険料の統一化に向けては、市町村の意見を十分聴取のうえ対応されるよう、京都府に対し要望されたい。

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

令和7年度 宇治市国民健康保険事業運営について

1 国民健康保険制度改革の概要

- ・ 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化。
- ・ 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う。

<制度改革以降の国保財政の基本的な考え方>

- ・ 制度改革は市町村の国保財政を安定化し、持続可能な医療保険制度とするために行われた。
- ・ 都道府県単位の広域化することで、これまで市町村単独では対応が困難であった、医療費の予期せぬ増加等のリスクについて、普通交付金で全額賄う仕組みにより解消された。
- ・ 保険給付に応じた保険料を市町村が収納できるよう財政の仕組みを構築した。
 - ①都道府県が、医療費等の見込みから市町村の「納付金」を算定（医療費水準・所得水準を考慮）
 - ②都道府県が、市町村が納付金を納めるために必要な「標準保険料率」を算定
 - ③各市町村が、標準保険料率を参考に保険料率を決定

<市の国保予算の基本的な枠組み>

納付金や保健事業費等に応じ、標準保険料率に基づく設定を基本として、保険料を決定

| 【歳入】 | | 【歳出】 |
|--------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------|
| 国民健康保険料 ※京都府が算定した標準保険料率を参考に、市町村が保険料を決定 | | 総務費・保健事業費 |
| 繰入金 | | 納付金 ※京都府が決定した金額に応じて市町村が京都府に納付 |
| 府支出金 | 特別交付金 | 保険給付費 市町村の保険給付費は、基本的に京都府の交付金により全て賄われる |
| | 普通交付金 | |

2 令和7年度国民健康保険料

【R7答申による試算】

(単位: %, 円)

| | 医療分 | | | 後期分 | | | 介護分 | | |
|------|-------|--------|--------|------|--------|-------|--------|--------|-------|
| | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 所得割 | 均等割 | 平等割 |
| R7答申 | 10.18 | 37,400 | 23,500 | 3.07 | 11,100 | 6,900 | 2.74 | 11,600 | 5,700 |
| R6現行 | 8.94 | 31,300 | 20,500 | 3.07 | 10,500 | 6,800 | 2.93 | 12,200 | 6,000 |
| 差引 | 1.24 | 6,100 | 3,000 | 0.00 | 600 | 100 | △ 0.19 | △ 600 | △ 300 |

・調整必要額 0.7億円

・改定率 5.63% (医療+後期分8.80%)

(R7答申: 現行との比較)

| 区分 | 現行 | R7答申 | R7答申-現行 | 改定率 |
|------------|---------|---------|---------|--------|
| ①医療分 | 71,964円 | 80,010円 | 8,046円 | 11.18% |
| ②後期高齢者支援金分 | 24,314円 | 24,739円 | 425円 | 1.75% |
| ③介護納付金分 | 26,255円 | 24,681円 | △1,574円 | △6.00% |



(1人あたり保険料の比較)

| 被保険者の年齢 | 現行 | R7答申 | R7答申-現行 | 改定率 |
|-------------------------|----------|----------|---------|-------|
| 40歳以上65歳未満 (①+②+③) | 122,533円 | 129,430円 | 6,897円 | 5.63% |
| 40歳未満及び65歳以上75歳未満 (①+②) | 96,278円 | 104,749円 | 8,471円 | 8.80% |

<令和7年度予算見込>

| | R7答申 |
|-------|---------|
| 歳入総額A | 172.8億円 |
| 歳出総額B | 173.5億円 |
| 差引B-A | 0.7億円 |

| | |
|---------|-------|
| 収支不足 | 0.5億円 |
| 保健事業 | 0.2億円 |
| R7基金取崩額 | 0.7億円 |

3 国民健康保険料の賦課限度額及び法定軽減の見直し

(令和7年度より適用)

(1) 賦課限度額

| 区分 | 現行 | 改正後 | 増減額 |
|-----------|------------|------------|--------|
| 医療給付費分 | 650,000円 | 660,000円 | 1万円引上げ |
| 後期高齢者支援金分 | 240,000円 | 260,000円 | 2万円引上げ |
| 介護納付金分 | 170,000円 | 170,000円 | 据置き |
| 合計 | 1,060,000円 | 1,090,000円 | 3万円引上げ |

(2) 軽減判定所得

2割軽減と5割軽減の判定所得額の引き上げ

| | | |
|-----|------|------------------------------------|
| 現行 | 7割軽減 | 基礎控除額(43万円) |
| | 5割軽減 | 基礎控除額(43万円)+ <u>29.5万円</u> ×被保険者数※ |
| | 2割軽減 | 基礎控除額(43万円)+ <u>54.5万円</u> ×被保険者数※ |
| 改正後 | 7割軽減 | 基礎控除額(43万円) |
| | 5割軽減 | 基礎控除額(43万円)+ <u>30.5万円</u> ×被保険者数※ |
| | 2割軽減 | 基礎控除額(43万円)+ <u>56万円</u> ×被保険者数※ |

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した者を含む

4 入院時の食費の見直し

| 食事療養 | | |
|-----------------------|------|------|
| 入院時食事療養(Ⅰ)(1食につき) | 現行 | 改正後 |
| (1)(2)以外の食事療養を行なう場合 | 670円 | 690円 |
| (2)流動食のみを提供する場合 | 605円 | 625円 |
| 入院時食事療養(Ⅱ)(1食につき) | 現行 | 改正後 |
| (1)(2)以外の食事療養を行なう場合 | 536円 | 556円 |
| (2)流動食のみを提供する場合 | 490円 | 510円 |
| 生活療養 | | |
| 入院時生活療養(Ⅰ) | | |
| (1)食事の提供たる療養(1食につき) | 現行 | 改正後 |
| イ 口以外の食事の提供たる療養を行なう場合 | 584円 | 604円 |
| ロ 流動食のみを提供する場合 | 530円 | 550円 |
| 入院時生活療養(Ⅱ) | | |
| (1)食事の提供たる療養(1食につき) | 現行 | 改正後 |
| | 450円 | 470円 |

5 高額療養費の自己負担限度額の見直し

現役世代をはじめとする被保険者の保険料負担の軽減をはかるとともに、制度のセーフティネットとしての役割を今後も維持していくため、自己負担限度額を見直すとともに所得の細分化を行なう。

70歳未満

| 要件 (年収目安) | 自己負担限度額(月額) | |
|----------------|---------------------------------|-----------------------------------------|
| | 現行 | 改正後(R7.8～) |
| 約1,160万円～ | 252,600円+1% <多数回該当:140,100円> | <u>290,400円</u> +1% <多数回該当:161,100円> |
| 約770万円～1,160万円 | 167,400円+1% <多数回該当:93,000円> | <u>188,400円</u> +1% <多数回該当:104,700円> |
| 約370万円～770万円 | 80,100円+1% <多数回該当:44,400円> | <u>88,200円</u> +1% <多数回該当:48,900円> |
| ～約370万円 | 57,600円 <多数回該当:44,400円> | <u>60,600円</u> <多数回該当:46,500円> |
| 住民税非課税 | 35,400円 <多数回該当:24,600円> | <u>36,300円</u> <多数回該当:25,200円> |

70歳以上

| 要件 (年収目安) | 自己負担限度額(月額) | |
|----------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| | 現行 | 改正後(R7.8～) |
| 約1,160万円～ | 252,600円+1% <多数回該当:140,100円> | <u>290,400円</u> +1% <多数回該当:161,100円> |
| 約770万円～1,160万円 | 167,400円+1% <多数回該当:93,000円> | <u>188,400円</u> +1% <多数回該当:104,700円> |
| 約370万円～770万円 | 80,100円+1% <多数回該当:44,400円> | <u>88,200円</u> +1% <多数回該当:48,900円> |
| ～約370万円 | 57,600円 <多数回該当:44,400円> 外来特例18,000円 外来年間上限144,000円 | <u>60,600円</u> <多数回該当:46,500円> 外来特例18,000円 外来年間上限144,000円 |
| 住民税非課税 | 24,600円 外来特例8,000円 | <u>25,300円</u> 外来特例8,000円 |
| 住民税非課税(一定所得以下) | 15,000円 外来特例8,000円 | <u>15,400円</u> 外来特例8,000円 |

6 年間保険料(参考例)

給与所得者／単身世帯(40歳以上65歳未満)※介護分含む

| 年収 | 軽減基準所得 | R7標準 | R6現行 | R7標準-R6現行 | 増減率 |
|--------|--------|----------|----------|-----------|------|
| 約200万円 | 132万円 | 238,500円 | 220,250円 | 18,250円 | 8.3% |
| 約400万円 | 276万円 | 468,760円 | 435,390円 | 33,370円 | 7.7% |
| 約600万円 | 436万円 | 724,600円 | 674,430円 | 50,170円 | 7.4% |

| | | | | | |
|--------|------|----------|----------|----------|--------|
| 約130万円 | 73万円 | 96,070円 | 114,660円 | △18,590円 | △16.2% |
| 約160万円 | 99万円 | 166,490円 | 170,950円 | △4,460円 | △2.6% |

給与所得者／夫婦2人世帯(夫40歳、妻40歳)※妻無収入

| 夫年収 | 軽減基準所得 | R7標準 | R6現行 | R7標準-R6現行 | 増減率 |
|--------|--------|----------|----------|-----------|------|
| 約200万円 | 132万円 | 267,340円 | 245,990円 | 21,350円 | 8.7% |
| 約400万円 | 276万円 | 528,860円 | 489,390円 | 39,470円 | 8.1% |
| 約600万円 | 436万円 | 784,700円 | 728,430円 | 56,270円 | 7.7% |

| | | | | | |
|--------|-------|----------|----------|----------|--------|
| 約160万円 | 103万円 | 174,090円 | 202,680円 | △28,590円 | △14.1% |
| 約230万円 | 153万円 | 300,930円 | 305,640円 | △4,710円 | △1.5% |

< 給与所得者／夫婦2人(夫40歳、妻35歳)と未就学児1人 3人世帯 ※妻無収入

| 夫年収 | 軽減基準所得 | R7標準 | R6現行 | R7標準-R6現行 | 増減率 |
|--------|--------|----------|----------|-----------|--------|
| 約200万円 | 132万円 | 226,770円 | 252,950円 | △26,180円 | △10.3% |
| 約400万円 | 276万円 | 541,510円 | 498,090円 | 43,420円 | 8.7% |
| 約600万円 | 436万円 | 797,350円 | 737,130円 | 60,220円 | 8.2% |

| | | | | | |
|--------|-------|----------|----------|--------|------|
| 約310万円 | 209万円 | 400,580円 | 397,990円 | 2,590円 | 0.7% |
|--------|-------|----------|----------|--------|------|